

報告第12号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成18年12月1日

提出者 足立区長 鈴木恒年

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

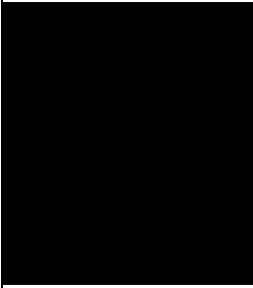
平成18年11月2日

足立区長 鈴木 恒 年

損害賠償の額の決定について
損害賠償の額の決定について、下記により処分する。

記

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成18年11月2日	3,687,818円		平成18年2月22日、足立区千住二丁目12番地先道路において、車両を道路左側に停車させ、運転席側ドアを開けたところ、ドアが後方から走行してきた原動機付自転車に接触し、相手方に左薬指開放骨折等の損害を与えた。